



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成24年 7月 2日

大府市月見町四丁目38番地
インセント 株式会社
代表取締役 森下 勝己 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日	平成24年 7月 2日	許可番号	24尾知環第322-2号
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。 以下「令」という。） 令第7条第7号 廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類		
設置場所	知多郡東浦町大字森岡字上源吾36番71外9筆		
処理能力	廃プラスチック類	80.64t/日（10.08t/時間）	
許可の条件	なし		
規則第11条第8 項の規定による許 可証の提出の有無	存 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

公開用



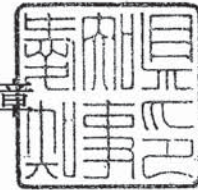
産業廃棄物処理施設変更許可証

平成26年 5月26日

大府市月見町四丁目38番地
インセント 株式会社
代表取締役 森下 勝己 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日	平成26年 5月26日	許可番号	24循環第49-2号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。） 令第7条第14号ロ 安定型最終処分場 がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉋さい（石綿含有産業廃棄物等溶融処理生成物に限る。） 以上 6品目		
設置場所	半田市州の崎町2番176他14筆		
処理能力	埋立地面積	48,833.70m ²	
	埋立容量	243,018m ³	
許可の条件	なし		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ (無)		
留意事項	1. 施設の変更に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

公開用